

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年六月十二日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年六月五日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市川寺二百八十五―三から 二百八十六―二十まで 飯能市笠縫四百七―九から 四百二十九―一まで 飯能市笠縫四百七―九から 四百二十一―二まで 飯能市笠縫百三十二―四から 三百八十四―二まで 飯能市笠縫九十七―十六から 九十九―四まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十六・四四 六十三・六 七十七・八六 二十二・八 二十四・二四</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇 六・〇 六・〇 六・〇 十二・〇</p>